

令和2年9月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第122号	令和2年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第123号	令和2年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第124号	令和2年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第125号	令和2年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第126号	令和2年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第127号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて	5
議案第128号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	7
議案第129号	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正す る条例の制定について	11
議案第130号	八戸市公契約条例の制定について	13
議案第131号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	19
議案第132号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制 定について	25
議案第133号	八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	27
議案第134号	八戸市休日歯科診療所条例の一部を改正する条例の 制定について	29
議案第135号	八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 の制定について	31
議案第136号	八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定 について	33

議案第137号	青森銀行八戸支店店舗解体工事請負契約の締結について .....	35
議案第138号	新大橋整備工事（その3）請負契約の締結について .....	37
議案第139号	新大橋整備工事（その4）請負契約の締結について .....	39
議案第140号	新大橋整備工事（その5）請負契約の締結について .....	41
議案第141号	新大橋整備工事（その6）請負契約の締結について .....	43
議案第142号	土地の買入れについて .....	45
議案第143号	収蔵什器の買入れについて .....	47
議案第144号	損害賠償の額を定めることについて .....	49
認定第1号	令和元年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について .....	51
認定第2号	令和元年度八戸市公営企業会計決算の認定について .....	53



議案第127号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて  
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 小瀬川 喜 井

議案第128号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 齊 藤 学 成







議案第129号

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に支給する感染症業務手当の特例を定めるためのものである。

## 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和33年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症業務手当の特例）

- 5 市長が定める区域において、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事した職員に対しては、感染症業務手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 6 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき4,000円の範囲内において市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）附則第5項及び第6項の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された感染症業務手当は、改正後の条例の規定による感染症業務手当の内払とみなす。

議案第130号

八戸市公契約条例の制定について  
八戸市公契約条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公契約に係る市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境等を確保することにより、公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化を図るため、公契約について基本的な事項を定めるためのものである。

## 八戸市公契約条例

### (目的)

第1条 この条例は、公契約について基本的な事項を定めることにより、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境等の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げるものをいう。

ア 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約

イ 市と指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が締結する公の施設の管理に関する協定

(2) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者（市と公契約を締結する者をいう。次号において同じ。）その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う契約

イ 公契約に係る業務に従事させるため、受注者等に対して労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣をすることを約する契約

(3) 受注者等 受注者及び当該受注者が締結する公契約に係る下請契約等を締結する者をいう。

(4) 特定公契約 公契約のうち、その種類及び規模が規則で定める要件に該当するものをいう。

(5) 特定受注者 市と特定公契約を締結する者をいう。

(6) 特定受注者等 特定公契約に係る受注者等をいう。

(7) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 受注者等に雇用されて、公契約に係る業務に従事する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）

イ 第2号イに掲げる契約により受注者等に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負契約により公契約に係る業

務に従事する者

- (8) 労働環境等 労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境をいう。

(基本方針)

第3条 公契約における基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働環境等を確保すること。
- (4) 市内事業者の育成及び活用に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、公契約の適正化を図るための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、第2条第1号アに掲げる契約を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公正な競争を促進させるとともに、契約の性質及び目的を踏まえた適正な入札及び契約の方法を選択すること。
- (2) 社会経済情勢の変化、市場における取引価格等を考慮した積算に基づいた予定価格を定めるとともに、契約の規模、履行の難易、適正な労働環境等の確保等を踏まえ、適正な履行期間を設定すること。
- (3) 契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）を変更する必要がある場合であって、これに伴い契約金額又は履行期間に変動が生じるときは、契約の相手方と契約金額又は履行期間を変更する契約を締結すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の受注機会の確保に努めること。

3 市は、第2条第1号イに掲げる協定を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 社会経済情勢の変化、市場における取引価格等を考慮した積算に基づいた指定管理料（市が支払うべき当該公の施設の管理の業務に要する費用をいう。次号において同じ。）を定めること。
- (2) 協定の締結後、やむを得ない事由により当該公の施設の管理に関する事項を変更する必要がある場合であって、これに伴い指定管理料に変動が生じるときは、指定管理者と指定管理料を変更する協定を締結すること。
- (3) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の参入機会の確保に努めること。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、労働基準法その他の労働に関する法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守し、労働者の適正な労働環境等を確保しなければならない。

2 受注者等は、公契約及び下請契約等を締結するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 適正な価格による契約を締結すること。

(2) 公契約及び下請契約等の履行において、市内事業者の積極的な活用を図ること。

(3) 下請契約等に当たっては、契約の相手方との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結すること。

3 受注者等は、前条第1項の規定により市が実施する公契約の適正化を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(労働環境等の報告)

第6条 特定受注者等（特定受注者及び当該特定受注者と下請契約等を締結した者に限る。）は、労働者の適正な労働環境等を確保するための取組について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(労働者への周知)

第7条 特定受注者等は、次に掲げる事項について、業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することにより、当該特定受注者等が雇用し、又は請負契約を締結する労働者に周知しなければならない。

(1) 当該特定公契約の名称

(2) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(3) 労働者は、次条の規定による申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

(労働者の申出)

第8条 労働者は、受注者等がこの条例又は労働関係法令に違反している疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 受注者等は、前条の規定による申出をした労働者に対し、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第10条 市長は、第8条の規定による申出があったとき、又は受注者等がこの条例若しくは労働関係法令に違反している疑いがあると認めるときは、当該受注者等に対し、必要な報告若



しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該受注者等の作業所等に立ち入り、書類の閲覧その他の必要な調査をさせることができる。

(是正措置)

第11条 市長は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例又は労働関係法令に違反していると認めるときは、当該受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、市長は、当該受注者等について、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

2 受注者等は、前項の規定により措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、市長が指定する期日までに当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第12条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、指名停止、当該公契約の解除（第2条第1号イに掲げる協定にあっては、指定管理者の指定の取消し。次条において同じ。）その他必要な措置を行うことができる。

(1) 第10条の規定による報告若しくは資料の提出がないとき、又は同条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第1項の規定による是正措置を講じないとき、又は同条第2項の規定により報告された是正措置の内容が適当でないと認められるとき。

2 前項の規定に基づいて市長が行った措置により市に損害が生じたときは、市長はその損害の賠償を当該受注者等に請求することができる。

3 前項の規定による請求があった場合は、当該受注者等は、その損害を賠償しなければならない。

(公表)

第13条 市長は、前条第1項の規定に基づく指名停止若しくは当該公契約の解除又はその他の措置のうち公表が必要と認めるものを行った場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する公契約について適用する。



議案第131号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係るひとり親に対する所得控除の適用、所有者不明土地の使用者を所有者とみなして固定資産税を課する制度及び登記名義人等が死亡している場合の現所有者の申告制度に関する規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第21条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第24条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第32条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「これを」を「、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第32条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第43条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第43条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第44条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第75条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第75条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第114条第6項中「第32条第6項」を「第32条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 八戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第14条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第17条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第18条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第28条第10項から第12項まで」を「第28条第9項から第16項まで」に改める。

第18条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に、「<sup>は</sup>端数」を「端数」に改める。

第28条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項

及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第29条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第31条第4項から第6項までを削る。

第75条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。  
附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八戸市市税条例第32条の改正規定及び附則第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中八戸市市税条例第43条の2の次に1条を加える改正規定並びに同条例第44条第1項及び第114条第6項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (3) 第1条中八戸市市税条例第17条の2第1項第2号、第21条の2及び第24条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第3条の3第1項、第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中八戸市市税条例第75条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日  
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）、第21条の2及び第24条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第17条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第32条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第6条 新条例第43条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第43条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第7条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。



議案第132号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

水産物ブランド戦略会議を設置するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市南郷新規作物研究会議の項の次に次のように加える。

八戸市水産物ブランド戦略会議	水産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議をし、意見を述べること。
----------------	---

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「南郷新規作物研究会議の委員」を

「南郷新規作物研究会議の委員  
水産物ブランド戦略会議の委員」  
に改める。

議案第133号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が行う研修の修了者を加えるためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第134号

八戸市休日歯科診療所条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市休日歯科診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

保険外診療の開始に伴い、使用料について所要の改正をするためのものである。

## 八戸市休日歯科診療所条例の一部を改正する条例

八戸市休日歯科診療所条例（令和2年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「歯科診療報酬点数表」の次に「（以下「算定方法」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、算定方法に定めのないものについては、市長が別に定める額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第135号

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介  
護支援事業所における管理者の資格に係る要件の緩和及び特例の期限の延長をするためのも  
のである。

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年八戸市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年八戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「(以下「新条例」という。)」を削り、「を新条例」を「を八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、この条例」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第5条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、この条例」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。))を八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。



議案第136号

八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正に伴い、再診加算料の算定の対象となる再診について規定の整備をするためのものである。

## 八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院条例（昭和33年八戸市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表再診加算料の項中「許可病床（医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。）の数が400」を「病床数が200」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の再診に係る再診加算料について適用する。

議案第137号

青森銀行八戸支店店舗解体工事請負契約の締結について  
青森銀行八戸支店店舗解体工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

青森銀行八戸支店店舗解体工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字番町10番2、堀端町3番2の一部
- 2 契約額 147,782,800円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市大字田向字向平12番地1  
中当建設株式会社  
代表取締役 小 向 剛
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第138号

新大橋整備工事（その3）請負契約の締結について

新大橋整備工事（その3）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新大橋整備工事（その3）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木地内
- 2 契約額 1,287,264,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 J F E ・穂積特定建設工事共同企業体  
代表者  
宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号  
J F E エンジニアリング株式会社東北支店  
支店長 生田目 嘉 洋  
構成員  
八戸市売市三丁目2番16号  
穂積建設工業株式会社  
代表取締役 石 亀 順 大
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第139号

新大橋整備工事（その4）請負契約の締結について

新大橋整備工事（その4）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新大橋整備工事（その4）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木地内
- 2 契約額 515,900,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市売市三丁目2番16号  
穂積建設工業株式会社  
代表取締役 石 亀 順 大
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。



議案第140号

新大橋整備工事（その5）請負契約の締結について

新大橋整備工事（その5）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新大橋整備工事（その5）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木地内
- 2 契約額 148,163,400円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市城下一丁目17番20号  
地代所建設株式会社  
代表取締役 地代所 久 恭
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第141号

新大橋整備工事（その6）請負契約の締結について

新大橋整備工事（その6）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新大橋整備工事（その6）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木地内
- 2 契約額 511,500,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市石堂二丁目11番21号  
株式会社田名部組  
代表取締役 田名部 智 之
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第142号

土地の買入れについて  
別紙のとおり土地を買い入れる。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸北インター第2工業団地用地を買い入れるためのものである。

- 1 所 在 八戸市大字尻内町字笹ノ沢及び字杉子沢地内
- 2 面 積 54,143.16平方メートル
- 3 買入金額 101,215,300円

議案第143号

収蔵什器の買入れについて  
別紙のとおり収蔵什器を買い入れる。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

新美術館で使用する収蔵什器を買い入れるためのものである。

1 品名、規格及び数量

品名	規格	数量
中量棚	3,655mm×650mm×3,005mm	1台
	5,455mm×650mm×2,405mm	1台
	5,455mm×650mm×3,005mm	1台
	7,255mm×650mm×3,005mm	2台
	14,455mm×650mm×3,005mm	1台
	14,455mm×850mm×3,005mm	1台
	14,455mm×1,000mm×3,005mm	2台
	16,255mm×650mm×3,005mm	2台
	18,055mm×850mm×3,005mm	1台
メッシュラック	1,880mm×60mm×3,000mm	1台
	3,240mm×60mm×3,000mm	1台
	3,660mm×60mm×2,400mm	1台
	4,300mm×60mm×3,000mm	1台
	5,360mm×60mm×3,000mm	1台
	10,660mm×60mm×3,000mm	1台
	11,720mm×60mm×3,000mm	1台
	13,840mm×60mm×3,000mm	1台
床置きスノコ	900mm×900mm×120mm	4台
	900mm×1,060mm×120mm	1台
	1,060mm×900mm×120mm	4台
吊り下げ式絵画ラック	5,425mm×400mm×3,555mm	11台

2 買入金額 58,080,000円



議案第144号

損害賠償の額を定めることについて  
建物破損事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

令和2年3月20日に八戸市長者一丁目において発生した倒木による建物の屋根の破損事故について、損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 685,300円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

認定第1号

令和元年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について  
令和元年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和2年9月1日 提出

八戸市長 小林 眞

- 1 令和元年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 令和元年度八戸市都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和元年度八戸市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 8 令和元年度八戸市都市計画駐車場特別会計歳入歳出決算
- 9 令和元年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 10 令和元年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 11 令和元年度八戸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 12 令和元年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 13 令和元年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 14 令和元年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 15 令和元年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 16 令和元年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算



認定第 2 号

令和元年度八戸市公営企業会計決算の認定について  
令和元年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

八戸市長 小 林 眞

- 1 令和元年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和元年度八戸市立市民病院事業会計決算